

<S 3>化学翻訳基礎単語・英語講座

この講座は、初めて実際の特許明細書にトライする方を対象とする講座（その2）です。（講座B4）に引き続き、特許明細書の英訳（後半部分）に重要なポイントを平易に解説します。併せて、明細書の各部分に特有の英訳ノウハウおよび英訳のコツを学びます。

対象者：化学明細書の「ポイント英訳」初歩を学びたい方

講座の内容：前半＝「明細書のポイント英訳－3」：実際の和文公報の英訳（クレーム）

<本講座（前半）のテキスト抜粋>

1. クレーム作成のポリシー—Simple is the best!を心がけて下さい

(1. 1) 「英語環境下」で、クレームを順次構築して行きましょう。

↓

同じ発明を表現するクレームでも、和文とは用語の前後が異なったり、和文にない表現（thereof 等）が加わったりする場合があります。

(1. 2) 先の講座（B4）で学んだ「発明の詳細な説明」の翻訳と同様、（和文→英文）の翻訳でなく、（和文→クレーム内容→英文）の翻訳であるべきです。

↓

一旦、和文からクレームの内容（技術的思想）を読みとり、その「読みとった内容」を英語で正確に表現しましょう。

(1. 3) クレームの構成

通常は、前文 (preamble)、移行句 (transitional phrase)、および本体 (body) の3つの部分からなります。

→各要素ごとの「項分け記載」が、一般的にベター（要素間の関係も明示する）です。

<例>

『(a) 紙シートと、

(b) 該紙シート上に配置されたコーティング層とを含む、

コート紙。』

A coated paper (「前文」), comprising: (「移行句」)

- (a) a sheet of paper, and (この行以下が「本体」)
- (b) a coating layer disposed on the sheet of paper.

(1. 4) クレームのデファクトな形式

①和文クレームをザッと読んで、その内容が「物」(すなわち、「有形的存在」)か、あるいは「方法」(すなわち、「経時的要素を有するプロセス」)かを、先ず確認して下さい。

②「物」である場合には、以下に述べるように、その「物」を構成する各要素間の「関係」を明示する必要があります。

③これに対して、「物」であっても、化学的な組成物=composition (ないし混合物=mixture) のように、顕微鏡で見える程度の「構造」を有しないものも、あります。

(1. 5) クレームの具体的な形

(1) 「物」クレーム (目に見える「構造」を有するもの)

モーターと、

該モーターの回転軸に接続された羽根と、

を含む、扇風機。

An electric fan, comprising:

a motor, and

a fan attached to the rotary axis of the motor.

* 通常は、「電源」は構成要素としません。

* 各要素の「相互関係」(上記アンダーライン)が必須です。

(2) 「組成物」クレーム (顕微鏡で見える程度の「構造」をも有しないもの)

水と、

アルコールと、

を含む、水溶液。

An aqueous solution, comprising:

water, and

an alcohol.

- * 「組成物」クレームでは、各要素の「相互関係」は不要です。
- * 「水」は「物質名詞」（種類は、無い！）ですから、無冠詞です。
- * 他方「alcohol」は、メタノール、エタノール等の種類がありますから、化学分野では、通常、不定冠詞「an」が付きます。

(3) 「方法」クレーム

カルボン酸と、アルコールを混合して混合物とし、次いで、
該混合物を加熱する、
エステル製造方法。

A process for producing an ester, comprising (the steps of) :
mixing a carboxylic acid with an alcohol, thereby to provide a
mixture, and
heating the mixture.

- * 「動名詞」を使用して、経時的に、各「ステップ」を記述しましょう。
- * 次いで、デファクトな用語「comprising」（「含む」の意味）で、上記した各「ステップ」を組み合わせましょう。

(1. 6) やや複雑なクレーム

- ①上記した基本形より、更に複雑な記載のクレームもあります。
- ②この場合には、先ずは、上記した「基本形」の箇所を記載し、次いで、より詳細に記述すべき箇所を、「wherein」（「in which」の意味）節で記述します。
- ③「物」クレームでは、例えば、上記した「組成物」クレームは、以下のようになります。
水と、アルコールとを含む水溶液であって；且つ、
前記アルコールがエタノールである水溶液。

An aqueous solution, comprising water and an alcohol,
wherein the alcohol is ethanol.

- * 上記「エタノール」は、（水と同様に）物質名詞ですから、「無冠詞」です。

④上記③の「wherein」に代えて、「the」（または「said」）と、現在分詞で修飾するやり方も、あります。

An aqueous solution, comprising water and an alcohol;
the alcohol being ethanol.